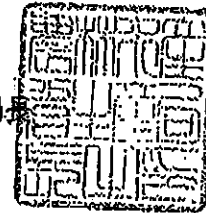




22生産第10998号  
平成23年3月25日

福島県知事 殿

農林水産省生産局長



放射性物質が検出された野菜等の廃棄の方法について（周知依頼）

今回の東京電力(株)福島第一原子力発電所の事故の影響により、野菜や生乳といった農畜産物から放射性物質が検出され、出荷が困難な状況が続いているところです。

つきましては、放射性物質が検出された野菜等（出荷制限が行われている野菜等を含む）の廃棄については、当面、別添のとおり行うよう、貴県下の生産者・関係団体等に対し、周知いただくようお願いいたします。

また、今後、新たな知見等が得られましたら、追加的に情報提供させていただきます。

## 放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法について

放射性物質が検出された野菜等（出荷制限が行われている野菜等を含む）の廃棄は、当面、以下により行ってください。（原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言（別紙1）に基づくものです。）

### 【野菜】

- ・ すきこみ及び焼却は望ましくない\*

\*現時点においては放射能レベルが明確でないものもあり、不要な再拡散を避ける必要。

- ・ すでに刈り取ったものは1箇所を集めて保管する
- ・ まだ刈り取っていないものはそのまま放置する

### 【原乳（生乳）】

- ・ 自己所有地に集中的に埋設する

※ 具体的には、Q&A（別紙2）を参照してください。

Q&Aについても、原子力安全委員会緊急技術助言組織の助言を得て作成しています。

「放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法について」の検討要  
請に対する回答(助言)

平成23年3月23日 10:00

原子力安全委員会  
緊急技術助言組織

3月22日付けの「放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法につ  
いて」に関する農林水産省からの提示された方法については、野菜  
のすきこみ及び焼却は望ましくない。

- ・現在、野菜に検出されている放射性同位元素は、放射性ヨウ素、  
放射性セシウムである。例えば、北茨城市の3月20日(3月18日  
採取)のホウレンソウから放射性ヨウ素が24,000Bq/kg、田村市の  
3月22日(3月21日採取)のホウレンソウから放射性セシウムが  
40,000Bq/kgの放射能が検出されている。
- ・飲食摂取制限に関する指標に示す制限濃度は、放射性ヨウ素が  
2,000Bq/kg、放射性セシウムが500Bq/kgである。
- ・放射性ヨウ素は12倍の値を示しているが、核種の半減期が8日と  
短い(1-131)であり、2~3ヶ月で減衰してしまう。
- ・一方、放射性セシウムは、80倍の値を示しているが、畑において  
処分した場合、栽培密度及び耕作土壌体積を考慮すると希釈によ  
り約60Bq/kgとなり、天然の放射性カリウムの濃度の10分の1  
程度であり、問題となるレベルではないが、今後、放出の終息を  
見極めて処分する必要があるので、既に刈り取った分は1箇所  
に集めて保管する。まだ刈り取っていない野菜は、そのまま放置し  
指示を待つ。原乳については自己所有地に集中的に埋設する。

\*原子力安全委員会「原子力施設等の防災対策について」(平成22年8月一部改定)

## 放射性物質が検出された野菜等の廃棄方法について (Q & A)

### 1 共通

Q1 今回の対応は、いつまで続ける必要があるのか。

A1 原則として、原子力発電所からの放射性物質の放出が終息し、放射性物質の飛散状況が明らかになるまでの間であるが、時々状況に基づき、改めて情報提供が行われることがある。

### 2 野菜

Q2 「焼却」とは、市町村等の廃棄物収集を通じて焼却することを含むのか。

A2 含む。

Q3 「1箇所に集めて保管」とは、具体的にどのような方法をさすのか。

A3 荷姿のまま倉庫等に保管する方法に加え、圃場の限定された一部に野積みをする方法が考えられる。放射性物質の拡散を防止することが目的であることから、必ずしもすべてを1箇所に集める必要はなく、保管場所の把握ができていればよい。

Q4 放置した後は、どのような対応が考えられるのか。

A4 放射性物質の放出が終息した後に行うモニタリングにより得られた濃度により、改めて対応について情報提供が行われることとなる。

Q5 これまですき込んだものには何らかの対処をする必要があるか。また、すでに処分、流通したものについてはどうか。

A5 対処は必要ない。すでに処分したもの、出荷制限前に市場などに流通したものについても同様に対処する必要はない。

### 3 原乳 (生乳)

Q6 「自己所有地に集中的に埋設」とされているが、埋設のために新た

に穴を掘削することが困難な場合はどうするのか。

A6 埋設が困難な場合は、自己所有地（草地等）などの中で、場所を特定した上でなるべく狭い範囲で散布することが望ましい。

Q7 乳業者等の貯蔵施設等、量的に散布処理が困難な場合は、どのようにすればよいか。

A7 原乳は検出されている放射能濃度が相対的に低いことから、必要な場合は、廃棄物処理施設等において処分して差し支えない。